

川越市障害者等移動支援補助金請求金額の算出について

1 算定基準額 (A)

移動支援を実施した時間を算定。なお、ヘルパーの食事時間や移動支援算定対象外の時間は算定しないこと。算定額は別表1参照。

2 開始時加減算 (B)

1日につき1回算定。支援対象時間のうち、始め1.5時間までの時間帯区分をもとに加減算する。算定額は別表2参照。

3 一単位の単価

級地区分	地域単価
三級地	1.090
四級地	1.072
五級地	1.060
六級地	1.036
七級地	1.018

サービス提供補助額 (※ 1円未満に端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)

①算定単位額

算定単位額 = (算定基準額 + 開始時加減算) × 地域区分に応じた加算割合

(参考例) 6級地、身体介護あり日中1Hの場合 (注: 1円未満に端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)

〈算定基準額〉 1,640 (身体介護あり日中1H算定基準額) × 1.036 (地域区分) = 1,699円 (a)

〈開始時加減算額〉 2,360 (身体介護あり日中1H開始加減額) × 1.036 (地域区分) = 2,444円 (b)

〈算定単位額〉 1,699円 (a) + 2,444円 (b) = 4,143円 (c)

②利用者負担額

課税世帯	非課税世帯
各基準額×0.1 (100分の10) と各加減算×0.1の合計 (参考例の場合) 1,699円×0.1 = 169円 (d) 2,444円×0.1 = 244円 (e) 169円 (d) + 244円 (e) = 413円 (f)	①×0 ※利用者負担なし (参考例の場合) 1,699円×0 = 0 2,444円×0 = 0

③補助金請求額

補助金請求額 = 算定単位額① - 利用者負担額②

(参考例の場合) 【課税世帯】 4,143円 (c) - 413円 (f) = 3,730円

【非課税世帯】 4,143円 (c) - 0円 = 4,143円